

(仮称) 能登里山風力発電事業環境影響評価方法書に係る環境保全上の意見

近年、地球温暖化の影響による気候変動が一因と考えられる異常気象が各地で発生しており、我が国の温室効果ガスの実質的排出量ゼロを目指す、脱炭素社会の実現に向けた「2050年カーボンニュートラル」の観点からも、風力などによる再生可能エネルギーの導入が促進されるべきものである。

しかし、一方では、本市の今まで受け継がれ守られてきた地域環境を保全し、次世代へと伝え、そして、これからも地域住民が安心して暮らしていけるということを最優先事項として、地域に裨益することを念頭に地域社会と共生する発電事業計画が図られる必要がある。

能登地区は、風況に恵まれ大規模な風力発電の立地に好条件とされていることから、現時点において、複数の事業者が能登半島に集中して風力発電事業を計画していることを踏まえ、本市として、最大限の環境保全措置を講ずることを強く求め、当該環境影響評価方法書に対し、以下のとおり意見を申し述べる。

1 全般的事項

- (1) 本市は、伝統的な農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農業景観などが一体となって維持保全が図られてきたことにより、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んできた世界農業遺産「能登の里山里海」に認定され、大本山總持寺祖院をはじめとした歴史深い建物や日本の原風景といえる素晴らしい景観が広く残っており、その景観などを目的に毎年多くの方が来訪している。また、令和4年8月5日には環境省により、朱鷺の野生復帰に向けた放鳥を行う候補地として本市を含めた能登地域の9つの市町が選定されており、今後、能登の観光・文化資源として地域の活力となる重要な取り組みも進められることなど、本市の地域特性を十分に踏まえ、観光を含む地域資源の保全について、事業計画に適切に反映すること。
- (2) 事業を実施するにあたっては、地権者や周辺地域の住民、農業及び林業従事者等の事業を営む者等（以下「住民等」という。）の理解や合意のもとで計画されることが必要不可欠であり、事業の内容について、分かりやすい説明や丁寧な対応がなされ、共通認識を持つことが重要である。また、説明会については、法に基づくもののみならず、状況の変化や地域の要望に応じて随時実施し、住民等と十分調整を図り、理解醸成と意見聴取に努め、事業計画に適切に反映すること。
- (3) 対象事業実施区域は、他事業者の事業計画と一部重複していることから、事業者間において、事業計画の調整を図り、相互の計画における環境への複合的及び累積的な影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

大型資材及び工事用資材等の搬出入や工事関係車両の走行等に伴い発生する粉じん、窒素酸化物等による環境への影響が懸念されることから、資機材の運搬経路を含め、土地利用の状況を正確に把握し、住民等の生活環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(2) 騒音・超低周波音、振動

ア 対象事業実施区域周辺には、住宅が多数存在しており、風力発電施設の稼働に伴って発生する風切音や低周波音による生活環境への影響が懸念される。騒音・超低周波音について評価をするにあたっては、風力発電機の製造事業者から示される音響パワーレベル等の諸データや現地における地形の起伏、風向風速等のデータを正確に反映すること。また、風力発電施設から発生する騒音に関する指針においては、「騒音については聞こえ方に個人差があり、地域によって風力発電施設の立地環境や生活様式、住居環境等が異なることから、指針値を超えない場合であっても、可能な限り風車騒音の影響を小さくするなど、地域の音環境の保全に配慮することが望ましい」としており、単に指針値にとらわれることなく、対象事業実施区域周辺が元来静かな山間部であって、そこに住民等の営みがあることを十分に踏まえ、調査予測の結果を事業計画に適切に反映するとともに、事業稼働後においても住民等と十分調整を図り、実際の風車による音の影響の調査を随時実施し、必要により改善措置やその結果を公表すること。

イ 工事及び工事関係車両の走行等に伴う騒音、振動による環境への影響が懸念されることから、資機材の運搬経路を含め、土地利用の状況を正確に調査し、住民等の生活環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(3) 水

対象事業実施区域には、八ヶ川の集水域の一部が含まれており、森林伐採による水源かん養機能の低下や土地の改変等による濁水流出等により、輪島市門前町の大半を給水区域とする上水道の水源や海川などの水質への影響が懸念される。事業の実施にあたっては、地下水や湧水の水涸れ、濁り等が発生しないよう適切な環境保全措置を検討し、井戸や溪流、河川や海域への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(4) 地形地質

対象事業実施区域には、土砂災害特別警戒区域や地すべり防止区域などが存在し、風力発電施設設置に伴う改変区域には、崩壊土砂流出危険地区が存在していることから、土地の改変等による土砂の流出や山腹崩壊などの土砂災害が発生しないよう適切

な環境保全措置を検討し、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(5) 動植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類の生息が確認されていないが今後生息の可能性があるという有識者の見解があること、そして、今後、環境省の朱鷺の放鳥への取り組みが進められることから、営巣環境の悪化、バードストライクや移動経路阻害等による影響が懸念される。また、植生自然度が高い植物等が存在していることから、土地の改変等による動植物・生態系への影響が懸念される。事業の実施にあたっては、専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において、調査予測を行うものとし、種ごとに適切な調査手法を用いたうえで、事業計画に適切に反映すること。

イ 海域に影響を及ぼす事業ではないとして、海域に生息する動植物が環境影響評価項目に選定されていないが、海の栄養源と森林とは密接な関係があると言われていることから、土地の改変等による水産資源への影響が懸念される。事業の実施にあたっては、海への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(6) 風力発電施設の影

対象事業実施区域周辺には、複数の集落があり、風力発電施設の影による環境への影響が懸念されることから、土地利用の状況を正確に調査し、住宅や農地等への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(7) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域に近接して、八ヶ川ダムが位置しており、その周辺は、豊かな自然景観に恵まれていることから、八翠湖の風景を眺める憩いの場となっている。このような場所から視認できる位置に巨大な風力発電施設が設置されると、景観等に大きな影響があると考えられる。その影響予測については、フォトモンタージュ法により、一般に分かりやすく示すものとし、フォトモンタージュの作成地点や作成領域の選定は、他事業者による事業計画と一部重複していることから相互の計画を反映させるとともに、単に文献等の調査資料結果による地点の選定を行うだけでなく、住民等の意見を聴くとともに生活に慣れ親しんでいる地点など多角的な視点を要することを十分踏まえた調査予測を行い、その結果を具体的に示すとともに事業計画に適切に反映すること。

(8) 文化財

対象事業実施区域内において、周知の埋蔵文化財等は確認されていないが、工事関

係車両等の走行や土地の改変等を行う可能性がある箇所について、新たに埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に基づき記録を保存するための詳細な発掘調査を行うなど、事業計画に適切に反映すること。

(9) その他

事業実施期間中における施設の維持管理や災害等の緊急時の対応はもちろんのこと、耐用年数経過後についても適切な対応が行われなければ、自然環境に大きな影響を与える可能性があることから、事業の実施にあたっては、国土や景観の保全の観点のみならず、住民等の住環境への影響を回避する責任を担う事業者として、その管理体制や撤去に係る計画等を明確にすること。

以上